

日立市公告第 156-2 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同条第 7 項第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 4 日

日立市長 小 川 春 樹

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	大字	森林面積	森林所有者数	筆数	整理番号
1	黒坂入四間	十王町黒坂 入四間町	4.14ha	3 人	3 筆	日一黒坂入四間 R6-002~004

2 縦覧場所

日立市役所農林水産課

日立市ホームページ

(https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/seisaku_zaisei/1003299/1010996/1003310.html)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が日立市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。

以 上